（事業報告書の作成に係る経過措置）

第三条　新令第九条第三項の規定は、改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

（小規模企業共済法施行規則等の一部改正）

第四条　次に掲げる省令の規定中「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に改める。

一　小規模企業共済法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十号）第十条の二第一号

二　中小企業倒産防止共済事業の余裕財源の有無及び額の計算に関する省令（昭和五十九年通商産業省令第二号）第一項

○経済産業省・環境省令第四号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、独立行政法人通則法（平成十一年法律百三号）第三十五条の五第二項第八号並びに第三十五条の六第三項及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項に規定する業務に係る業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

環境大臣　望月　義夫

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項に規定する業務に係る業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項に規定する業務に係る業務運営に関する省令（平成十八年七月十四日経済産業省・環境省令第六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項に規定する業務に係る業務運営に関する省令

第一条中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号。以下「機構法」という。）第十五条第二項に規定する業務（以下「排出削減単位取得等業務」という。）」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う業務（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号。以下「機構法」という。）第十五条第二項に規定する業務（以下「排出削減単位取得等業務」という。）に限る。）」に改める。

第二条の見出しを「（中長期計画の認可の申請）」に改め、同条第一項中「第三十条第一項前段」を「第三十五条の五第一項前段」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、「この条及び第四条第一項において」を削り、「三十日前までに」の下に「（機構の最初の事業年度の属する中長期計画については、機構の成立後遅滞なく）」を加え、同条第二項中「第三十条第一項後段」を「第三十五条の五第一項後段」に、「中期計画」を「中長期計画」に改める。

第五条及び第六条を削る。

第四条の見出しを「（年度計画）」に改め、同条第一項中「通則法第三十一条第一項の」及び「（排出削減単位取得等業務に係る部分に限る。次項及び次条において単に「年度計画」という。）」を削り、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「機構は、」の下に「通則法第三十五条の八の規定により読み替えて準用する」を加え、「年度計画を変更したとき」を「年度計画の変更をしたとき」に改め、同条を第六条とする。

第三条の見出しを「（中長期計画に定める業務運営に関する事項）」に改め、同条中「排出削減単位取得等業務」を「業務（排出削減単位取得等業務に限る。）」に、「第三十条第二項第七号」を「第三十五条の五第二項第八号」に、「中期目標」を「中長期目標」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（業務実績等報告書）

第四条　機構に係る通則法第三十五条の六第三項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中長期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況 ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中長期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 ニ　当該事業年度の属する中長期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績についても機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
当該事業年度に係る年度計画（排出削減単位取得等業務に係る部分に限る。以下この条、第五条及び第六条において単に「年度計画」という。）に定めた項目	中長期計画に定めた項目
中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	一　中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中長期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該期間における業務運営の状況 ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績についても機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　評定及び当該評定を付した理由